

平成30年9月10日

お客さま各位

株式会社十六銀行

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は十六銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行では、全銀システム稼働時間の拡大(24時間365日稼働化)に伴い、平成30年10月9日(火)より当座勘定規定を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

●当座勘定規定および当座勘定規定(ハッピー・チェック用)

第9条(支払の範囲)

改定前	改訂後
③ (新設)	③呈示された手形・小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。

第12条(手数料等の引落し)

改定前	改訂後
③ (新設)	③当行が別に定める時限以降に当座勘定に受入れた資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。

●当座勘定規定(専用約束手形口用)

第10条(支払の範囲)

改定前	改訂後
③ (新設)	③呈示された手形・小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。

以上